③ 男女雇用機会均等法:働く女性の母性健康管理のための条項がある 対象者:女性労働者

権 利(法律)	権利の内容	利用するには
通院休暇	妊産婦は保健指導や健康診査を受ける時間を確保するために	
(第12条)	休暇をとることができる。	
	〈回数〉妊娠 23 週まで 4 週に1回	
	妊娠 24 週から 35 週まで 2 週間に1回	本人の請求
	妊娠 36 週から出産まで 1 週間に 1 回	
	出産後1年以内 医師や助産婦が指示する回数	
	* 医師や助産婦からの指示がある場合はその指示に従う。	
通勤緩和、	妊娠中及び出産後の女性労働者が医師などから指導を受けた	
妊娠障害休暇	場合、事業主は必要な措置を講じなければならない。	
(第13条)	①つわりの悪化や早産につながる通勤時のラッシュを避けるための	
	通勤緩和 ②休憩時間の延長、休憩回数の増加 ③症状に	医師の指導による本人の請求
	応じた作業の制限、勤務時間の短縮、休業などの措置	
	医師の指導がなくても、本人の請求があった場合、事業主は医	
	師などの判断を求め、対応しなければならない。	
婚姻・妊娠・出産など	事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退	
を理由とする不利益	職理由として予定する定めをしてはならない。	
取扱いの禁止(第 9	→事業主は、職場における妊娠、出産等に関するハラスメント	
条)	を防止するため、雇用管理上の措置を講じなければならない	
	(平成 29 年 1 月 1 日より義務付け)	
新型コロナウイルス感	妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、そ	
染症に関する措置	の作業における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関	医師や助産師の指導による本人の請求
	する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響がある	
	と指導を受けた場合、事業主は必要な措置を講じなければなら	
	ない。(令和5年3月31日まで有効)	